



高知県立消費生活センター 地域見守り情報

令和元年度の相談状況

令和元年度（平成31年4月～令和2年3月）に、県立消費生活センターに寄せられた相談は2,370件で、前年度（2,584件）に比べて8.3%減少しています。

●相談の多い年代は70歳以上

年代別にみると、70歳以上の契約当事者は602人で全体に占める割合は25%を超えています。また、60歳代の契約当事者は398人で、60歳以上の契約当事者が全体に占める割合は約42%となっています。

●相談の多い商品・サービスは「放送・コンテンツ等」と「健康食品」「融資サービス」

1位の「放送・コンテンツ等」は、インターネット等のサイト利用に関するワンクリック請求や架空請求に関する相談（211件）で、前年度より52件減少しました。

2位の「健康食品」は150件で、全体の相談件数が減少する中、前年度（98件）に比べて大幅に増加しました。

3位の「融資サービス」は137件（主にフリーローン・サラ金117件）で、前年度（183件）から46件減少しました。

●通信販売で健康食品や化粧品の定期購入契約に関する相談が増加

インターネット通販などで、「お試し」のつもりで低価格に設定されている健康食品や化粧品の申込みをしたところ、「定期購入になっていた」「解約しようと思い、電話をするが繋がらない」「解約しようとしたら、割引前の高額な料金の支払いを求められた」などの相談が年々増加しています。

●無料商法やサイドビジネス商法が増加

悪質商法別では、初回無料をうたう健康食品などの定期購入に関する相談が多く寄せられ、無料商法が116件で前年度より40件増加、またサイドビジネス商法では、インターネット上での副業に関する相談などが20歳代の若者を中心に増加しました。

一口メモ

- 1、相談件数は減少していますが、手口の悪質化、複雑化が年々進んできています。
- 2、高齢者の方が悪質商法の被害に遭わないためには、自身が高齢者に多いトラブル事例や手口を知るなどの心構え、また周りの方の目配り、気配りなど見守りが重要です。
- 3、不安に感じたり、困ったときは、すぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。

